

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、「お客様にどれだけ必要とさせていただけるか。」「お客様にどれだけ安心していただけるか。」「お客様にどれだけ喜んでいただけるか。」を経営姿勢とし、事業拡大を図っていく中で、「コンプライアンスの維持と株主の利益を最大化すること」を重視し、コーポレート・ガバナンスの強化に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

基本原則の全てを実施してまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新 30%以上

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
Prestige International (S) Pte Ltd.	7,320,797	88.06
桑原 豊	571,064	6.87
株式会社桑原トラスト	250,000	3.01
株式会社トリニティジャパン	172,000	2.07

支配株主(親会社を除く)の有無 ———

親会社の有無 更新 株式会社プレステージ・インターナショナル (上場:東京) (コード) 4290

補足説明 更新

株式会社プレステージ・インターナショナルは、Prestige International (S) Pte Ltd.の株式を100%保有する親会社であり、当社を連結子会社としております。なお、大株主の状況の所有株式の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新 東京 マザーズ

決算期 更新 3 月

業種 更新 その他金融業

直前事業年度末における(連結)従業員数 更新 100人未満

直前事業年度における(連結)売上高 更新 100億円未満

直前事業年度末における連結子会社数 更新 10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

当社の親会社は、上場会社である株式会社プレステージ・インターナショナルであり、少数株主の権利保護については、重要な事項であると認識しております。当社は、独自の経営方針および経営戦略に基づいて、経営活動を展開しており、同社とは基本的な事業分野が異なることから、一定の独立性が確保されていると考えています。なお、親会社である株式会社プレステージ・インターナショナルとの取引等を行う際は、当該取引等が、当社の経営健全性を損なっていないか、合理的判断に照らし合わせて有効であるか、及び取引条件が他の外部取引と比較して著しく相違しないこと等を十分に確認するものとしております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

当社は、株式会社プレステージ・インターナショナルの連結子会社に該当いたします。2016年3月末時点で、同社は、当社の株式の88.06%を間接的に保有しております。当社は、業務の委託、役員の兼任など一部の取引関係及び人的関係を有しておりますが、同社との取引関係及び人的関係は限定的であり、当社の経営方針及び事業展開において、当社の独立性を阻害する状況にはありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	10 名
定款上の取締役の任期 更新	1 年
取締役会の議長 更新	社長
取締役の人数 更新	7 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
山中 正竹	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山中 正竹	○	—	他の会社における取締役としての経験及びさまざまな業務経験による幅広い見識を有しております。当該経験と見識を活かし、客観的かつ公正な立場から当社の経営に対する監督機能及び牽制機能を発揮いただけるものと判断し、社外取締役に選任しております。また、当社と同氏の間に特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じる可能性がないものと判断し独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新	なし
--	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無 更新	設置している
定款上の監査役の数 更新	4 名
監査役の数 更新	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役、会計監査人及び内部監査部門は、相互の監査計画に関する情報の交換並びにその説明・報告、内部統制の整備状況に関する意見交換、監査結果に関する情報共有等のため、定期的に会合を実施しております。

社外監査役の選任状況 更新	選任している
社外監査役の数 更新	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
佐藤 智之	他の会社の出身者													
坂田 美穂子	弁護士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐藤 智之	○	—	証券業界における長期の職務経験並びに監査役としての豊富な経験と見識を有しており、客観的立場から適切な監査を実施いただけるものと判断し、社外監査役に選任しております。また、当社と同氏の間に特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じる可能性がないものと判断し独立役員に指定しております。
坂田 美穂子	○	—	弁護士として法務に関する専門的かつ広範な知識及び豊富な経験を有しており、専門的見地から適切な監査を実施いただけるものと判断し、社外監査役に選任しております。また、当社と同氏の間に特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じる可能性がないものと判断し独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 **更新**

3 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外取締役1名、社外監査役2名を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況 **更新**

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 **更新**

業績向上に対する意欲や士気の向上及び資本政策上の目的からストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者 **更新**

社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明 **更新**

業績向上に対する意欲や士気の向上及び資本政策上の目的からストックオプション制度を導入しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 **更新**

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別報酬の開示は行っておりません。取締役及び監査役の報酬は、役員の区分ごとに報酬等の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の役員報酬については、株主総会において承認された範囲内において、代表取締役に一任されております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 **更新**

社外取締役、社外監査役へのサポートは総務部で行っております。取締役会の議案、資料は原則として、取締役会事務局である総務部より事前配布を行い、社外取締役及び社外監査役が十分に検討する時間を確保するとともに、必要に応じて事前説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

当社は、会社の機関として会社法に規定する取締役会を採用しております。取締役会は、代表取締役の業務執行の監督及び監視を行っております。また、当社は監査役会を設置しており、取締役会の業務執行の監督について監査を行う体制を執っております。当社の取締役会は、現在7名(うち1名は社外取締役)で構成されており、会社法で定められた事項及び当社の経営に関する重要事項等について審議・決定する機関とし、経営環境の変化に即応するため毎月定例で開催しております。この他に、緊急を要する場合には、その都度臨時取締役会を招集し、付議すべき議案について機動的に審議しております。

当社の監査役会は4名(うち2名は社外監査役)で構成されており、常勤監査役は2名であります。経営の適法性・効率性について総合的にチェックする機関として月1回以上定期的に会合を開いており、コーポレート・ガバナンスまたコンプライアンス等の観点から、取締役の業務執行を監視監督しております。各監査役は、毎回の取締役会にて議案の審議、決裁の詳細を傍聴し、必要に応じ意見を述べております。

なお、代表取締役及び各取締役の業務執行を補佐することで、経営環境の変化に柔軟に対応し、業務執行の円滑化を図ることを目的として、執行役員制度を採用しております。

責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)ならびに監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定することができる旨を定款で定めており、山中正竹氏、坂田美穂子氏との間で責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役および監査役のいずれも法令に規定される最低責任限度額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 [更新](#)

当社は、監査役設置会社として、社外監査役2名を含む4名の監査役及び監査役会の機能を有効活用することで、経営に対する十分な監督機能が発揮できると判断し、現状のコーポレート・ガバナンスの体制を選択しております。また、取締役会における監督機能及び牽制機能のさらなる向上のため、社外取締役を選任しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	決算業務の早期化を図り、株主総会招集通知の早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会の設定にあたっては、集中日を回避するよう留意いたします。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき事項と考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき事項と考えております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社のホームページのIRサイト内に記載予定であります。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	定期的な開催を検討いたします。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	定期的な開催を検討いたします。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページのIRサイト内に記載予定であります。	
IRに関する部署(担当者)の設置	財務経理部が担当いたします。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は株主、投資家をはじめとするすべてのステークホルダーの皆様に当社の経営方針、事業活動、財務情報等に関する情報をわかりやすく公平かつ適時・適切に提供することを基本方針としてIR活動を実践いたします。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、内部統制システムの整備に関する基本方針について、次のとおり定めております。

(a) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

行動規範に基づきコンプライアンス規程を制定し、取締役及び使用人の職務執行が法令・定款等を遵守することを徹底するものとする。また、代表取締役を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会において、リスク及びコンプライアンス全般に関する事項について評価・検討を行うことにより、内部統制の構築及び維持向上を図るものとする。併せて、代表取締役直属の組織として内部監査室を設け、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について、定期的な監査を実施し、その結果を常勤監査役と連携するとともに、代表取締役に報告するものとする。

(b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報の取扱い、文書管理規程に基づき、総務部を主管部署として、適切に保存及び管理するものとする。

(c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程を制定し、当社の損失の最小化を図る体制を構築・運用するものとする。また、代表取締役を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会において、リスクを評価するとともに、リスクの回避及び軽減策等のリスク管理体制の評価を実施するものとする。

(d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の業務執行の効率化を実現するため、組織、業務分掌、職務権限等を定めた各種規程を定めるものとする。また、定時取締役会を毎月1回、また臨時取締役会を必要に応じて開催し、迅速な意思決定が行える体制を構築するものとする。

(e) 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社の行動規範のみならず、親会社であるプレステージ・インターナショナルグループの行動規範に準拠するものとする。また、当社が、将来子会社等を設置する場合には、当該子会社を含めたグループ会社の内部統制の有効性及び妥当性を確保するため、必要な管理規程を制定し、必要な体制を整備するものとする。

(f) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が職務を補助する使用人を置くことを求めた場合、要請に応じて監査役の業務補助のための使用人を置くこととし、その人事については、監査役と協議の上、決定するものとする。

(g) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役からの指示の実効性に関する事項

監査役が職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性を確保するため、当該使用人への指揮命令は監査役が行うものとし、人事異動・評価等を行う場合には、予め監査役と協議し、監査役の意見を重視することとする。

(h) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制並びに監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、又はその事実を発見した場合、役職員が法令もしくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがあると考えられるときは、直ちに監査役に直接報告を行うものとする。また監査役監査規程に基づき、監査役に対する報告事項について実効的且つ機動的な報告がなされるよう、社内体制の整備を行い、監査役に対しての報告体制を確立するものとする。さらに、監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するため、内部通報制度においては、通報者に対する不利益な取扱いを禁止するものとする。

(i) 監査役が職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が監査の実施のために生じた費用を請求するときは、監査役の求めに応じて適切に処理するものとする。

(j) 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性及び適正性を確保するため、また金融商品取引法に基づく適切な内部統制報告書を提出するために必要な体制の整備及び運用を行い、その有効性を定期的に評価し、必要な是正を行っていくものとする。

(k) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

イ 当社は、反社会的勢力に対して取引を含む一切の関係を遮断することを基本方針とし、これらの実効性を確保するため「反社会的勢力対策規程」を整備するとともに、顧問弁護士や警察等外部の専門機関と適宜連携しながら、反社会的勢力による経営活動への関与や反社会的勢力からの被害を防止するための対応を行うものとする。

ロ 反社会的勢力による不当な要求に対しては総務部を対応部署とし、社内外の関係部署と情報の収集及び情報の共有を図り対処を行うものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、反社会的勢力に対して取引を含む一切の関係を遮断することを基本方針とし、これらの実効性を確保するため「反社会的勢力対策規程」及び「反社会的勢力チェック細則」を整備するとともに、弁護士や警察等、外部の専門機関と適宜連携しながら、反社会的勢力による経営活動への関与や反社会的勢力からの被害を防止するための対応をしております。

また、反社会的勢力に関する部署を総務部とし、情報の収集および関係部署との情報の共有を図り、対処を行うものとしております。なお、平素から所管警察署との情報交換に努め、反社会的勢力との関係遮断に取り組んでおります。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

更新

なし

該当項目に関する補足説明

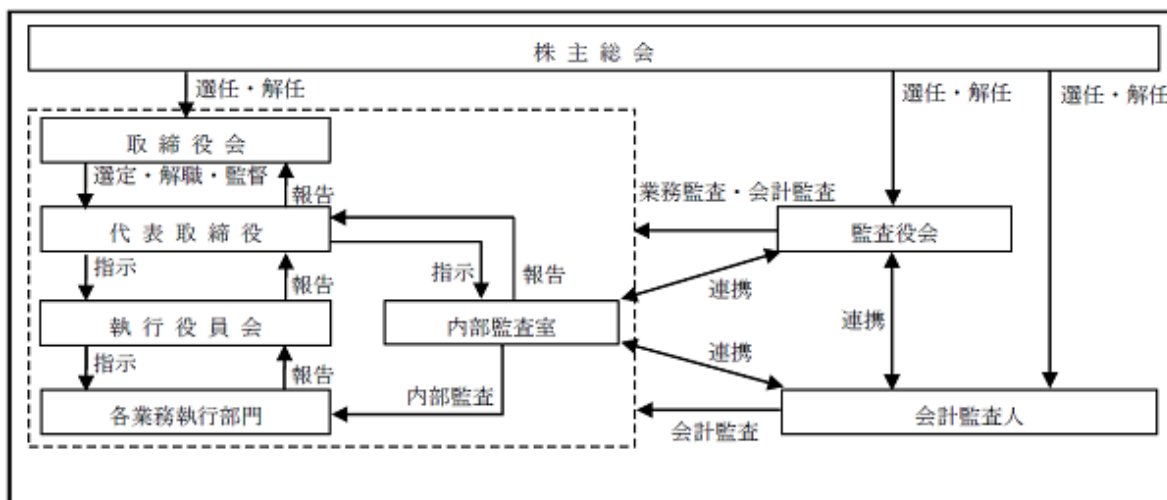
更新

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

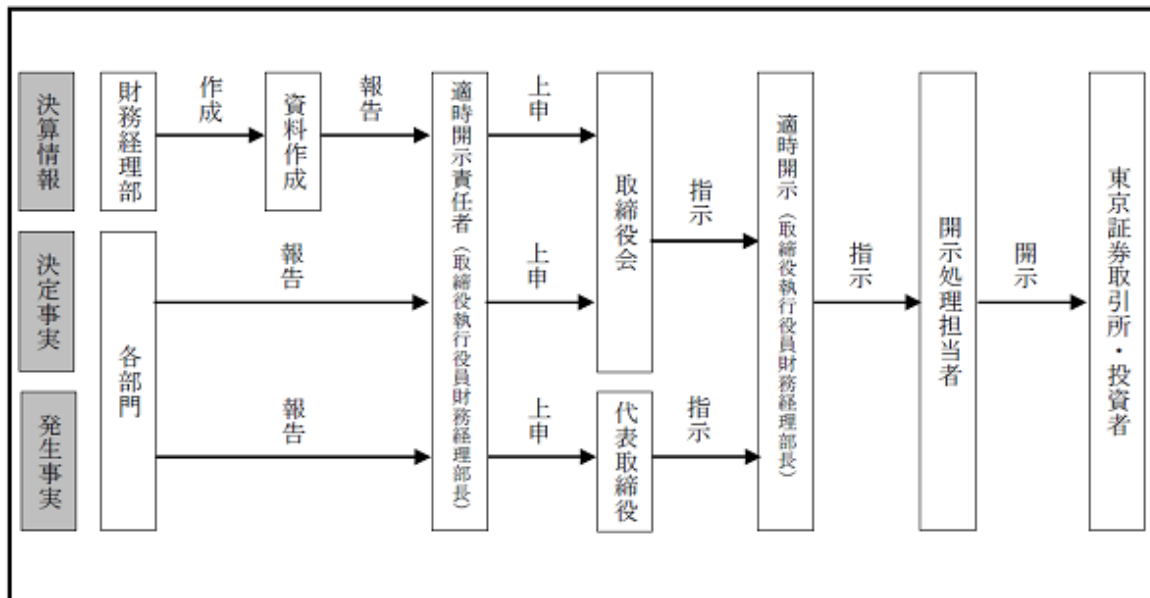
更新

コーポレート・ガバナンス体制及び適時開示体制の概要に関しましては、下記模式図をご参照ください。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】



以上